

## 【正誤表】

頁	行	誤	正
7	18	1962 年	1952 年
45	12	καιρος	καιρός
58	10,11,13	卿	卿
175	29	Predictors/of	Predictors of
175	33	variables/that	variables that

以上、訂正しお詫びいたします。

## 『公事根源』の一条兼良作について

田村航

### 一 はじめに

『公事根源』は有職故実書のなかでも著名な部類に入るだろう。しかし、それにもかかわらず、信頼に足るテキストがなく<sup>1)</sup>、依然として多くの謎を有するのが現状である。たとえば著者についても一条兼良といわれるが、必ずしも確証にもとづくわけではない。一般に兼良作の根拠となるのは次の奥書である。

応永廿九年正月十二日書之畢。

内大臣

偏為嬰兒也。外見有禪<sup>2)</sup>。

応永二十九年(一四二二)正月十二日の時点で内大臣に任じているのは確かに兼良である<sup>3)</sup>。だからといって、右への全面的な依拠には、いささかの慎重を要する。筆者が実際目にした写本四種<sup>4)</sup>のうち、右の奥書を有していたのは一本のみで<sup>2)</sup>、しかも該本には「右奥書以他本注之」と記されるところから、本来はなかったものなのである。刊本にも同様の傾向が見られ、『公事根源新釈』『新註皇学叢書』所収本はやはり奥書を有さない。兼良作の根拠となる奥書自体をもたない伝本が多いというのは一体どういうことなのだろうか。あるいは『公事根源』の兼良作が危ぶまれる余地が存するのではないか。この点に関しては、すでに武井和人氏が「この奥書を持たぬ伝本もまた多いし、存してゐたとしても、蓬左文庫本の如く上巻末にではなく、下巻末にあつたり(むしろこの方が多いかもしれない)、何故かこの奥書だけ朱書されてゐたりするなど、必ずしも安定的に存してゐる訳ではない。従つてこの奥書自体の信憑性を疑はうとすれば出来ぬことはない<sup>5)</sup>」と述べ、後人の手になる可能性も想定できなくはない。これを補うべく、氏は「故禪閣御抄也。本為上下二冊、今為一冊。可秘々々。

桃蹊陰叟冬良<sup>6)</sup>」という識語をかかげ、最終的には『公事根源』を兼良の作と見なす。冬良は兼良の息にあたり、いわば身内による保証である。だが当の識語は兼良没後のものゆえ、いくら身内とはいえ、やはり後人の作為を否定できなくはない<sup>7)</sup>。そこで本稿では確実な兼良の著作と兼良存命時の史料とを用いて、はたして『公事根源』が兼良の著作として妥当な

のかどうかを検討したい。内容的に『公事根源』との一致および共通が確認できれば兼良の著作となり、そうでなければ兼良の著作とはならないはずである。

## 二 『天地瑞祥志』をめぐって

『公事根源』「四方拝」にはこう記される。

四方拝といふ事は、元正のとらの時にすべらぎ属星をとなへ、天地四方・山陵を拝給て、年災をもはらひ、宝祚をも祈申さるゝ儀にて侍るにや。清涼殿の東階のまへ、砌の外に御屏風をたてめぐらし、その中に御座三所をまうけ、そのまへにしら木をつくえををきて香花灯などをそなへ、この所にして御拝の儀しきあり。昔は殿上の侍臣なども四方拝をばしけるにや。近比は内裏・仙洞・撰関・大臣家などの外はさる事もなき也。此事いつはじまるともみえず。(a)仁和五年正月とらの剋に天地四方・ぞく星・山陵を拝給よし、宇多御門の御記にのせられたれども、濫觴とは見えず。(b)又皇極天皇雨を祈給とて、南淵河上に行幸ありて四方を拝し給ければ、雨五日までふりけるよし日本記にのせられたれば、これなどをやはじめとも申べからん。(c)そのうへ属星をはひして、災難をのぞく趣は天地瑞祥志といふ書にもみえたり。

これをたとえば『江次第鈔』<sup>8)</sup>と比較してみよう。

四方拝縁起未明。(b)但日本紀曰、皇極天皇元年八月朔、天皇幸南淵河上、跪拜四方仰天而祈、即雷大雨遂雨五日、溥潤天下。於是天下百姓俱称万岁曰、至德天皇。又宇多御記云、仁和四年十月十九日、我国是神国也。因每朝敬拜礼四方、大中小天神地祇敬拜之事始、自今度一日無怠云々。拜四方之証如此。(a)元旦四方拜事始、见于寛平二年御記、疑是濫觴乎。(c)又拜属星之由、载于天地瑞祥志。曰凡人有危難病苦之日、取人属星、五穀等各食一七枚、以井花水、日未出之時、向東再拜、一切難苦皆消滅及口舌懸官皆解消也。

『江次第鈔』は第一末尾に「永享十一年正月上旬、為談此次第所自抄也。追可加清書者也」の奥書を記す。永享十一年（一四三九）正月上旬に、『江家次第』談義のため同書を執筆したという。『江家次第』の談義は『建内記』同年二月二日条に見え、「[一条]前摂政[兼良公]、被読江次第。多年発機、当年日野大納言[資広]・大外記業忠勸申之。仍被談之」<sup>9)</sup>の記事は時期的な符合から奥書の裏づけとなろう。兼良はほぼその生涯を通じて『江家次第』の談義をおこなっている。たとえば『康富記』<sup>10)</sup>宝徳三年（一四五―）八月五日条には「今日於殿下御所[一条殿]、被始江次第御談義者也」と見え、「四方拝」から「小朝拝」まで読み進めた。記主の中原康富も七月二十八日に借り出した「江次第御本」<sup>11)</sup>を持って参加した

ことであろう。談義は八月中頻繁におこなわれ<sup>12)</sup>、ことに「昼参一条殿。聴聞江次第御談義 [白一終、至二宮大饗]。聴衆如以前。日野広橋 [蔵人権弁綱光] 今日初参。連歌宗匠宗砌同参入聴聞」と記す八月二十四日条は武家伝奏の広橋綱光や連歌師の宗砌も参加しており、注目すべきである。綱光の息兼頭も兼良のもよす『江家次第』談義に参加している。『兼頭卿曆記』<sup>13)</sup> 文明十年（一四七八）六月五日条には「八時町黄門相伴参禅閣御亭。予江家次第講尺事発気申間、今日初而被読之故也」と見え、八月十六日には「聴聞輩数十人」に及び<sup>14)</sup>、九月十一日まで談義の続いたことが確認できる<sup>13)</sup>。また晩年の文明十二年（一四八〇）十月三日から十一月二十日まで、兼良は禁裏で『江家次第』の談義をおこなっている<sup>15)</sup>。兼良死没のさいに書きとどめられた「於禁裏江次第御談義不周備、可為御無念、朝家被失御力者乎」<sup>16)</sup> から、この談義が翌年四月二日の時点でもまだ終了しておらず、死のまぎわまで兼良が『江家次第』にたずさわっていたことがうかがえよう。『江次第鈔』自体も兼良の存命中から流布していたようである。『兼頭卿曆記』<sup>13)</sup> 文明十年六月二十三日条には「江次第抄校合依詔付、町黄門書写者也。第二卷也。禅閣御抄也」と見え、つづく八月十二日条の「町黄門入来。大外記同来。江次第抄第二卷校合」は、『兼頭卿記』<sup>14)</sup> 同日条の「町黄門来臨、終日閑談。江次第抄為校合、招寄大外記師富朝臣間、同入来。終日彼秘抄校合者也」とともに関連記事である。永正十四年（一五一七）の『守光卿記』にも覚書のごとく「江次第鈔六」<sup>17)</sup> と記され、「第二卷」と「六」という巻数が異なるゆえの飛躍は免れぬものの、あるいはこれは兼頭が入手したものなのかもしれない。いずれにせよ、綱光・兼頭が談義に参加し、兼頭が書写を依頼した<sup>18)</sup> 点で広橋家は『江家次第』に関心をいただいていたようで、兼頭・守光の『江次第鈔』の受容も同一線上に位置づけられるべきであろう。綱光—兼頭—守光と三代にわたって、広橋家は『江家次第』とかかわってきたのである。また『江次第鈔』の書写・校合をおこなった町広光が守光の実父であることも見落としてはなるまい<sup>19)</sup>。

さて、先にしめした『公事根源』と『江次第鈔』には(a)(b)(c)三ヶ所の共通が見られる。(a)は年記こそ違え『宇多天皇宸記』の記事を元旦四方拝の濫觴とすることについて、(b)は皇極天皇の雨乞いを四方拝の濫觴とすることについて、(c)は『天地瑞祥志』への言及である。このうち(a)(b)は『公事根源』が下敷きとした『年中行事歌合』にも見られる。(a)に関しては「寛平二年宇多の御門の御記に載られたれども、濫觴とは見え侍らず」、(b)に関しては「皇極天皇雨を祈ましまして、四方を拝し給けるよし、日本紀にあれば、是などを始とや申べからん」<sup>20)</sup> と見え、むしろ『年中行事歌合』と『江次第鈔』のほうが類似する。つとに先学の指摘するとおり『公事根源』は『年中行事歌合』の記述を多く引写しており<sup>21)</sup>、和文・漢文の違いこそあれ『江次第鈔』もまた同様である<sup>22)</sup>。兼良の確実な著作である『江次第鈔』が『年中行事歌合』を『公事根源』と同様に撰取する点から、まず『公事根源』が兼良の著作である可能性が認められるだろう。

ついで(c)の『天地瑞祥志』に注目したい。同書は全二十巻の天文を中心とした専門類書で

ある。書中「啓」によれば唐の高宗、麟徳三年（六六六）の成立というが、近年ではこれを疑問視し新羅成立の可能性も提示されている<sup>23</sup>。実際中国に現存するどころか、『旧唐書』『経籍志』『新唐書』『芸文志』にも見えず、日本のみに第一・七・十二・十四・十六・十九・二十巻が伝存する<sup>24</sup>。貞観十八年（八七六）以降、元禄頃（一六八八～）まで天文・陰陽道の勘中に『天文要録』とともに引用されてきた<sup>25</sup>。太田晶二郎氏は古代・中世を通じた永正五年（一五〇八）までの事例をかかげるが<sup>24</sup>、このほか『守光公記』永正十一年（一五一四）正月二十日条の地震、同十五年六月二十三日・七月六日条の流星に関する勘文への引用もあげられる<sup>26</sup>。

この『天地瑞祥志』は『年中行事歌合』には見えず、『公事根源』と『江次第鈔』のみで言及されるものである。ほかに『公事根源』が下敷きとした『師光年中行事』『建武年中行事』<sup>27</sup>にも見えないところから、『天地瑞祥志』による四方拝の理解は『公事根源』独自の記述ということになる。そのうえ『江次第鈔』にも同様の記述が見受けられるのを、はたして偶然の一致と見るべきかどうか。『江次第鈔』に記される以上、兼良が『天地瑞祥志』の存在を知っていたのは疑いない。『尺素往来』に姿を見せる点からも確認できよう。

天文者安家、曆道者賀家。両流之陰陽師、各引天文要録并天地瑞祥志等、捧勘文候。妖若不勝徳者、当御代政道依如法、四海既帰一統畢<sup>28</sup>。

『尺素往来』は記述の多くを『新札往来』から引写したものである<sup>29</sup>。ところが『新札往来』は「賀茂・阿部両流、各捧勘文候。但妖不勝徳、仁能却邪云々」<sup>30</sup>と記すのみで、「引天文要録并天地瑞祥志等」は見えない。『天文要録』『天地瑞祥志』への言及は『尺素往来』独自の記述ということになる。同書は兼良の著作と見なしうるゆえ<sup>31</sup>、かれの『天地瑞祥志』に対する関心がうかがえよう。兼良が『天地瑞祥志』に関心を払い、先行の儀式書に見られなかった同書が『江次第鈔』とともに言及された点から、やはり『公事根源』もまた兼良の著作である可能性が生ずる。

『公事根源』の『天地瑞祥志』への言及には典拠がないわけではなく、『江家次第』「四方拝事」中の「天地瑞祥志拝属星」<sup>32</sup>が考えられる。「属星をはひして、災難をのぞく趣は天地瑞祥志といふ書にもみえたり」と記す『公事根源』は、確かに「属星をはひして」という点では共通し『江家次第』を典拠としたことだろう。が「災難をのぞく趣」に関しては、むしろ『江次第鈔』のほうが近い。「拝属星之由、載于天地瑞祥志」と始まる同書は、さらに「曰」と筆を進め「凡人有危難病苦之日、取人属星、五穀等各食一七枚、以井花水、日未出之時、向東再拜、一切難苦皆消滅及口舌懸官皆解消也」の原文を引用する。「一切難苦皆消滅」「口舌懸官皆解消」は一言でいえば「災難をのぞく趣」になろう。四方拝を『天地瑞祥志』で理解する想は『江家次第』から得たものであっても、『公事根源』は『天地瑞祥志』その

ものを参照して執筆されたようである。『江次第鈔』は『江家次第』の注釈ゆえ当然なのだが、『江家次第』に見えない『天地瑞祥志』本文の引用にこそ特徴が認められる。兼良が『天地瑞祥志』を直に参照したのはここから明らかである。『公事根源』もまたそう考えるほかに「災難をのぞく趣」は理解できず、ここに兼良の著作たる根拠を見いだせよう。

以上、『江次第鈔』との比較をとおして『公事根源』の兼良作を検討してきた。『公事根源』と同じく『江次第鈔』もまた『年中行事歌合』と共通の記述を有すること、『江家次第』以来の儀式書に見られなかった『天地瑞祥志』が両書でともに言及され、そのうえ直に参照されたことから、『公事根源』を兼良の著作と見てさしつかえはあるまい。別の箇所からも更に検討を加えてみよう。

### 三 白馬節会をめぐる

『公事根源』は「白馬節会」についてこう記す。

白馬節会をあるひは青馬の節会とも申也。其ゆへは馬は陽の獸也。青は春の色なり。これによりて正月七日に青馬をみれば、年中の邪気をのぞくといふ本文侍る也。(a)仁明の御門、承和元年正月に豊樂院におはしまして青馬を見給ふ。同六年正月には紫震殿にて御覽ぜらる。(b)さればこの馬の事、礼記に春を東郊にむかへて青馬七疋をもちみるとあり。(c)七は少陽のかず、正月は小陽の月也。(d)又十節記に白馬を馬の性の本とす、天に白龍あり、地に白馬あり。又天の用は龍なり、地の用は馬なり、人の用は龜なりと申本文も侍るにや。(e)今の節会には三七廿一疋をひかるゝ也。これ三は三才にかたどる、七は七日にあへるよし、寛平の御記にのせられたり。(f)今日の毛づけの奏にもみなあしげとばかりあり。これ白馬をもとゝせるゆへ也。儀しきなどは大かた元日におなじ。そのうへいつもの事なれば、しるすもめづらしからぬやうなればかきのせず。(g)天武天皇十年正月七日に御門小安殿におはしまして宴会の儀あり。これや七日の節会の始なるべからん。

『江次第鈔』の場合は次のとおりである。

此節以引白馬為宗、故名曰白馬節会。(b)礼記云、迎春於東郊、以青馬七疋云云。又以五日位記賜叙人坊家進舞姫、皆天子宴群臣之儀也。(g)天武天皇十年正月七日始有宴。(a)仁明天皇、承和元年始覽青馬。

あるいは曰く、

(b)礼記云、以青馬七疋。(e)而用二十一疋者三七之数也。三陽数、七日数之由、見寛平御記也。(c)礼記注云、七少陽之数也。時改正月少陽也。青春色、馬為陽、故用七疋也。(d)十節記云、馬性以白馬為本、天有白龍、地有白馬、是日見白馬即年中邪氣遠去不來。(f)今案用白馬見十節記。故今貢羣毛馬也。又青白相色也。極白者青故也。

右のうち、(a)～(h)が両書で共通する箇所である。まず(b)『礼記』の引用から見てみよう。『公事根源』の「礼記に春を東郊にむかへて青馬七疋をもちゐるとあり」は『江次第鈔』の「礼記云、迎春於東郊、以青馬七疋云云」をほぼ訓み下したもので、そのまま『礼記』本文との一致を想像させる。ところが『礼記』に該当する記述はなく、かろうじて「月令」の「以迎春於東郊。還反、賞公・卿・諸侯・大夫於朝」<sup>33)</sup>があげられるばかりである。確かに「迎春於東郊」は一致するのだが、つづく「以青馬七疋」と「還反、賞公・卿・諸侯・大夫於朝」とでは食いちがうこと甚だしい。「月令」がその記述の多くを撰取した『呂氏春秋』「十二紀」<sup>34)</sup>では「以迎春於東郊。還。乃賞公・卿・諸侯・大夫於朝」<sup>35)</sup>と記し、「還反」と「還。乃」の相違があるとはいえ、おおむね同文といえよう。「月令」には「天子居青陽左个、乘鶯路、駕倉龍、載青旂、衣青衣、服倉玉」<sup>33)</sup>とも見え、「駕倉龍」から青馬と決して無関係ではないものの、やはり「以青馬七疋」とは異なる。『公事根源』にしる『江次第鈔』にしる、直接『礼記』を見たわけではなく、どうも『師光年中行事』の「礼記云、迎春於東郊、以青馬七疋」<sup>36)</sup>を典拠としたようである。同書がつづけて記す「註云、七小陽之数也。時改正月小陽也」が(c)の「七は少陽のかず、正月は小陽の月也」「礼記注云、七少陽之数也。時改正月少陽也」と一致する点からもうなずけよう。『公事根源』が『師光年中行事』の引写で成り立っているのは前章でも触れたとおりである。したがって同書の「七は少陽のかず、正月は小陽の月也」は地の文ではなく、『師光年中行事』にもとづいたものと見なせる。その『師光年中行事』の記述もまた「註云」という引用なのである。この「註云」を『江次第鈔』は「礼記注云」とするが、鄭康成の『礼記注』には見えない。おそらく兼良は「礼記云」につづいて「註云」となっているため、そのまま『礼記注』と理解したのであろう。出典はともかく、「七小陽之数也」を何らかの注とする『師光年中行事』と『江次第鈔』の一致は、誤った『礼記』の引用と相まって、後者による前者の引き写しと考えられる。『江次第鈔』に見られる『師光年中行事』の撰取が『公事根源』とそのまま共通するのも、同書を兼良の著作とする徴証のひとつとなりえよう。

なお『師光年中行事』が「迎春於東郊」という『礼記』の原文に「以青馬七疋」とつづけるのは、『年中行事秘抄』所引の『帝皇世紀』「高辛氏之子、以正月七日恒登崗、命青衣人、令列青馬七疋」と混同したためかもしれない<sup>37)</sup>。『帝皇世紀』といえは皇甫謐の著作を連想するが、現行本では該当する記述が確認できず<sup>38)</sup>、佚文の可能性もある。それとも現存しない同名の別書であろうか。いずれにしる『年中行事抄』<sup>39)</sup>『河海抄』<sup>40)</sup>など諸書にも引用され

るところから、白馬節会を読み解く重要文献だったのはまちがいあるまい。兼良がこの書に言及しないのは不思議ではあるものの、逆に『礼記』「月令」の誤った引用が『師光年中行事』『公事根源』『江次第鈔』以外あまり見られぬ点にこそ留意すべきである。これら以外に現時点で唯一確認できた『世諺問答』の「また礼記といふ文に、春を東郊にむかへて、青馬七疋をもちゆるとみえ侍りし」<sup>41)</sup>でさえ、兼良の文を曾孫兼冬が補筆した成立事情を鑑みれば、『師光年中行事』にもとづく兼良の有職学がより明確に映え、かえって『公事根源』の兼良作の支証となるだろう。兼良の白馬節会に対する理解は『公事根源』『江次第鈔』『世諺問答』と、一貫して『師光年中行事』に依るところ大といえそうである。

つぎに(e)の『宇多天皇宸記』への言及を見てみよう。『公事根源』は「今の節会には三七廿一疋をひかるゝ也。これ三は三才にかたどる、七は七日にあへるよし、寛平の御記にのせられたり」、『江次第鈔』は「而用二十一疋者三七之数也。三陽数、七日数之由、見寛平御記也」である。「三は三才にかたどる」「三陽数」と数字の読解が若干異なるものの、節会で引く二十一匹の馬の内訳と、その典拠を『宇多天皇宸記』に求める点は共通する。むしろ『公事根源』は『年中行事歌合』の「されば御馬は三七廿一疋なるべし。是は三才にかたどるよし寛平の御記に見えたり」<sup>42)</sup>に近い。白馬の節会に関しては『年中行事歌合』『公事根源』『江次第鈔』の三書は共通して『宇多天皇宸記』に言及するが、同時に『看聞日記』応永二十六年（一四一九）正月十三日条も見落としてはなるまい。

経時朝臣参賀。対面暫雑談。白馬節会号青馬事、根元御不審之由、室町殿諸人ニ有御尋。誰も不存知云々。仙洞へ被尋申。其も無分明之御返事。一条丞相〔原文傍注・執柄〕有御尋。寛平法皇御記ニ有此事。被注進之間御悦喜云々。如此事存知之人当時希有事歟。於殿上賜杯退出<sup>43)</sup>。

伏見宮家をおとずれたさい、町経時がもたらした話である。將軍足利義持が白馬節会の「白馬」を「青馬」と読む由来を方々に尋ねたが分からず、結局兼良のしめした『宇多天皇宸記』に納得したという。右によれば、兼良は「白馬」を「青馬」と読む典拠を『宇多天皇宸記』に求めたわけだが、果たしてどうだろうか。『江次第鈔』は「白馬節会」と名づけられた理由を「引白馬為宗」とし、「今貢茸毛馬」のとおり白馬を基本とするところに求める。「白馬節会」と呼ばれる理由は分かっても、「白馬」＝「青馬」とする理由までは記されていない。一方『公事根源』を見ると「白馬節会」を「青馬の節会」とも呼ぶ理由を、「馬は陽の獣也。青は春の色なり。これによりて正月七日に青馬をみれば、年中の邪気をのぞくといふ本文侍る也」と春を象徴する「青」と「陽の獣」である馬との組みあわせに求める。「本文侍る也」から何らかの出典が想定され、あるいは『宇多天皇宸記』かもしれない。もし、そうであれば、『公事根源』の兼良作はより確固たるものになるはずである。しかし現存する

『宇多天皇宸記』の佚文に「白馬節会号青馬事」は見えず、結局のところ判断保留するしかない。そのうえ『年中行事歌合』『公事根源』『江次第鈔』に共通して引かれる「三七廿一疋」の記述を「白馬」=「青馬」の由来とするには、いささか無理があるだろう<sup>44)</sup>。

この記事に関して注目すべきなのは、むしろ『公事根源』諸本に伝わる識語である。

右根原抄、依柳營御所望、後成恩寺関白兼良公、于時生年十九歳、不披見一紙之書、被書進之云々<sup>45)</sup>。

これによれば『公事根源』は兼良が「生年十九歳」の成立である。兼良十九のときは応永二十七年（一四二〇）にあたり、同二十九年正月十二日付の奥書と時期的に矛盾する。同時に兼良は十九歳の時点ではまだ内大臣に任じていないため<sup>3)</sup>、「内大臣」の署名を有する応永二十九年の奥書と内容的にも矛盾する。そのうえ「後成恩寺関白兼良公」と兼良を対象化した言は別人の手になるもので、それどころか兼良の没後とも判断できる<sup>46)</sup>。以上三つの理由から、先学はこの識語を信用せず、もっぱら応永二十九年の奥書を重視してきた<sup>47)</sup>。たしかに、応永二十九年の奥書のほうが信憑性はあるだろう。だが先の『看聞日記』の記事をふまえるならば、いささか様相が異なってくる。『看聞日記』では「白馬」=「青馬」の「根元」を將軍義持が兼良に問うている。右の識語では「柳營御所望」により『公事根源』の執筆および献上がなされた。この場合の「柳營」とは將軍義持のことで、まず人物の符合が確認できる。さらに応永二十六年にあたる『看聞日記』の記事と、兼良十九歳の応永二十七年とでは時期も近い。この一年の差は、あるいは後人が「十八歳」を「十九歳」と誤写したものかもしれない。いずれにしろ、『看聞日記』に『公事根源』の執筆までは認められないので可能性の域は出ないのだが、有職故実をとおした將軍義持と兼良の交渉が時期的にも整合性をもつところから、右の識語は全面的に否定できないのではないか。もし『看聞日記』で裏づけがとれれば、『公事根源』の兼良作はより補強されるだろう。

前章と同じく、ここでも『江次第鈔』との比較をとおして『公事根源』の兼良作を検討してきた。『江次第鈔』では「迎春於東郊、以青馬七疋」という『礼記』『月令』の誤った引用がなされ、しかも原文ではなく『師光年中行事』からとりいれた形跡が見受けられる。『世諺問答』でも確認できるところから、これを兼良の白馬節会の理解と見てまちがいない。よって同様の記述をもつ『公事根源』もまた兼良の著作と見てさしつかえはあるまい。このほか、従来疑問視されてきた「後成恩寺関白兼良公、于時生年十九歳」の語を有する識語も、「柳營御所望」と『看聞日記』の記す義持と兼良との交渉から、決して信憑性がないとはいえず、ほかに裏づけがとれれば『公事根源』の兼良作の支証となるかもしれない。

#### 四 一条兼良の学問

これまでの検討から『公事根源』は兼良の著作と見て大過なさそうである。それでは『公事根源』が兼良の著作であるということは何を意味するのだろうか。兼良の学問という問題にまで視点を据えてみたい。すでに触れたとおり『公事根源』は『年中行事歌合』から<sup>21)</sup>、『尺素往来』は『新札往来』からの引写<sup>29)</sup>でその本文の多くを構成している。兼良の代表作ともいべき『花鳥余情』も同様に『源氏物語提要』を下敷きとした可能性がある<sup>48)</sup>。兼良の著作の三つまでが実は先行する他書を母体としているのである。かかる事態をいかなるものとして理解すべきか。

たとえば安藤為章は『公事根源』に関して「此書を後成恩寺殿〔兼良公〕の撰とのみおもひ侍りつるに、それより先年中行事歌合の奥書にして、後普光院殿〔良基公〕の作なり。それを兼良公抄出して題号を改め、將軍家へまゐらせたるなるべし」と述べる<sup>49)</sup>。もともと『公事根源』は『年中行事歌合』の奥書を抄出し、題号を改め足利將軍に献上したものでしかないため、本来は二条良基の著作だという。この「將軍家」を義持とするならば、献上の可能性を否定しきれないのは前章で確認したとおりである。また『年中行事歌合』の奥書をそのまま抄出したものとはいえぬまでも、『公事根源』本来の作者を二条良基とする言は現在に至るまで影響力をもちつづけている<sup>50)</sup>。『公事根源』が『年中行事歌合』の記述を相当とりこんで執筆されたのは否定すべくもないからである。しかし、もし、これを兼良ではなく二条良基の著作だとするのなら、『尺素往来』は『新札往来』の著者素眼の、『花鳥余情』は『源氏物語提要』の著者今川範政の著作ということになろう。前章、前々章で見てきたように、兼良は先行の書物を基にしつつも、あらたな記述を増補・追加しており、むしろここにこそ兼良の独自性を認めるべきであろう。あるいは先人の記述に依拠しながらの増補・追加は兼良なりの著述方法といえるかもしれない。その限りにおいて、『公事根源』『尺素往来』『花鳥余情』は十分に兼良の著作たりうるはずである。

それではこの三書を通じた兼良の著述方法はいかに評価されているのか。たとえば石川謙氏は「兼良ほどの学識ゆたかな人が、『新札往来』の増補にすぎない、とも見れば見られるこの往来を編んで、二本の關係に一言もふれずに、よそよそしく『尺素往来』という題名をかかげたのは、どういう事情からであろうか。一抹のくもりがかかって、拭いきれない<sup>51)</sup>」と述べ、稲賀敬二氏は『公事根源』について「必ずしも彼の創見を示すものではなく、十四世紀、良基時代の諸成果を要領よく集大成したものと見てよい」と触れたうえで兼良を「独創より博覧強記のタイプ」と評価し<sup>52)</sup>、伊井春樹氏も『花鳥余情』を「栄光ある兼良の学者としての尊厳を傷つける」「兼良の源氏学者としての権威を失墜させる<sup>53)</sup>」ものと位置づける。『尺素往来』にしる『公事根源』にしる『花鳥余情』にしる、ひとことの断りもなく他書を引き写したうえ、「独創」や「創見」が見られぬため、学者としての「権威」や「尊厳」が

失われるというのが概ねの評価である。しかし、これは現代の学者に求める基準をそのまま兼良に適用したもので、兼良の生きていた時代には今すこし別の価値基準がありえたのではないか。これについては徳満澄雄氏の言にこそ耳をかたむけるべきである<sup>54)</sup>。

旧注を正しく広く継承して集成することは、奥入・異本紫明抄・仙源抄・河海抄などでは、きわめて普通のこと、むしろ、そのことができる位置に立っているということが、秘伝意識から完全に脱却しえない中世の学者にとって名誉なことではなかったであろうか。

あるいは曰く、

長い年月をかけて集成した多くの諸説を、兼良は十分に咀嚼した上で、自己の文体で花鳥余情を書いたから、もはや自説・他説の区別はなくなり、二次に書き加えた「今案」説をも、「今ノ案」という意味で「今案」と標記したのであろう。

他者になく自己のみに存する「独創」を重んじる現代人にひきかえ、中世の学者は「自説」「他説」という区別自体をせず、先学の継承と集成につとめ、その延長上に自己を位置づけた。換言すれば、先学の成果なくしての自説はありえず、また自説は先学あってこそ初めて存しうる、相互補完ともいうべき関係性の問題であろう。かかる価値基準の存在を実際に証明するのは中々困難をとまなうが、兼良の学問を理解するひとつの切り口として留意しておきたい。それどころか、清原宣賢の『大学聴塵』が伝兼良作『四書童子訓』の伝説に関する部分を削除し、儒学に関する記述のみを引き写したところから<sup>55)</sup>、かかる著述方法はひとり兼良に限らず、ある種の時代思潮というべきものともとらえられるかもしれない。さらに『花鳥余情』では「大方源氏などを一見するは、歌などによまむ為也。読んにとりては、本歌・本説を用べきほどをしらずしては、いかゞと思ひ給へ侍れば、いとときなき人のためし侍る也<sup>56)</sup>」と詠歌のさいの「本歌」「本説」として『源氏物語』を規定するが、あるいはこの「本歌」「本説」ともかかわる余地があるのではないか。議論が大それた方向に傾きつつあるので問題提起のみにとどめるが、兼良と『公事根源』の背後には以上のごとき事情を見とおすことも可能だろう。

## 五 おわりに

従来『公事根源』を一条兼良の著作とする根拠はその奥書に求められてきた。しかし奥書自体の信憑性は必ずしも確かとはいえず、そこで本稿では『公事根源』の内容面から兼良の著作であるか否かを検討してみた。具体的には『江次第鈔』との比較という方法をとった。

同書は確実な兼良の著作であり、『公事根源』との一致あるいは共通の有無から兼良作の可否を確認できるはずである。まず「四方拝」に関しては『年中行事歌合』の撰取と『天地瑞祥志』の参照という二点で、ついで「白馬節会」に関しては『師光年中行事』からの誤った『礼記』の引用という点で一致が確認でき、『公事根源』は兼良の著作と見てさしつかえはあるまい。また『看聞日記』には「白馬」の呼称をめぐる將軍義持と兼良の問答が記事にされ、『宇多天皇宸記』への言及という点で『公事根源』との共通が確認できればよかったのだが、実際のところは何ともいえない。ただし、これまで疑問視されてきた「後成恩寺関白兼良公、于時生年十九歳」と語る識語は「柳営御所望」との関係から、あるいはひょっとしたら『看聞日記』によって信憑性が裏づけられるかもしれない。

残された課題も多い。『公事根源』は『年中行事歌合』を、『尺素往来』は『新札往来』を、『花鳥余情』は『源氏物語提要』を基にそれぞれ執筆され、ここに先行する他書を母体とする兼良の著述方法が認められよう。この著述方法については「本歌」「本説」とのかかわりも含めて、自説・他説の別にとらわれぬ、現代の学問とは異なる価値基準を見いださうかもしれない<sup>57)</sup>。本稿では問題提起するにとどめ、具体的な検証は別の機会に譲りたい。

このほか『江次第鈔』自体を検討する必要も生じてきた。同書が『年中行事歌合』の記述を相当とりこんでいるのは先学の指摘するところだが<sup>22)</sup>、『師光年中行事』からも同様にとりこんでいるようである。本稿では一例を確認しただけなので、詳細は今後検討してゆく必要がある。

また本論でも触れたとおり、兼良の直接・間接の影響から室町～戦国期を通じて『江家次第』『江次第鈔』を受容した広橋家の存在もなおざりにはできない。この家は守光が伊勢貞遠の「御指貫之事、鳥禰御指貫藤丸何可被用哉」という装束に関する問いを受けたり<sup>58)</sup>、兼秀の「御対面之時、公家法中西衆・東の衆と申度」という言葉が『年中恒例記』に載せられたり<sup>59)</sup>、室町幕府の故実形成に影響を与えていたようである<sup>60)</sup>。すなわち兼良の有職故実学が広橋家の経由で室町幕府に流入した可能性もあるいは考えられるかもしれない。現段階では漠然とした想定しかできないが、ありうる方向性のひとつとして留意しておきたい。

#### 注

- 1) 刊本で比較的入手しやすい速水房常『公事根源愚考』（『新訂増補故実叢書』）は江戸期の注釈書であり、また関根正直の『公事根源新釈』（六合館、一九〇三年、一九八六年復刊）は松下見林『公事根源集釈』を底本としており、テキストとしての信頼度は決して高くない。したがって写本から信頼できるテキストを探索する必要が生じるものの、その膨大な量ゆえ、いまだ系統的な分類にまでは至りえていない（武井和人「一条兼良書誌叢考（九）—『公事根源』を論ずるために（一）～（四・上）—」、『研究と資料』第四十四輯～第四十七輯、二〇〇〇～二〇〇二年）。なお『新註皇学叢書』『日本文学全書』所収本などは武井氏によれば「稀観本であり、標準的なテキストとはなしがたい」という。

- 2) 宮内庁書陵部蔵、五〇九一四四（写真版、複一九三七）。室町末期写と鑑定されたものである。特に注記のない限り『公事根源』の引用はこれによる。引用にさいしては句読点・濁点をわたくしに付した。
- 3) 『公卿補任』第三篇（『新訂増補国史大系』）。応永二十八年（一四二一）七月五日に拝任している。
- 4) 本稿の執筆にあたり、筆者が調査したのは以下の四本である。『公事根源』（注2、宮内庁書陵部蔵、五〇九一四四、複一九三七）、『公事根源抄』（宮内庁書陵部蔵、一七五―四七五）、『公事根源』（内閣文庫蔵、一四五―五八）、『公事根源 本（末）』（内閣文庫蔵、一四五―五三）。
- 5) 注1、武井和人「一条兼良書誌叢考（九）―『公事根源』を論ずるために（一）―」。
- 6) 『公事根源抄』（宮内庁書陵部蔵、一七五―四七五）。本稿の掲載書式により踊り字は改めた。
- 7) 武井和人氏は一条兼冬が『若気嘲哢物語』の識語でその兼良作を否定したのに注目する（「一条家学の薄暮―一条兼冬素描の試み―」、『講座 平安文学論究』第十五輯、二〇〇一年）。実際同書を兼良の著作と見るのは適当ではなく（拙稿『若気嘲哢物語』は一条兼良の作か―室町期の女性観と伊勢注からの検討―、『伝承文学研究』第五十一号、二〇〇一年）、ために後人のものだからといって、身内による識語が全面的に信用できないというわけでもない。
- 8) 『統々群書類従』第六、法制部。『江次第鈔』の引用はすべてこれによる。
- 9) 『大日本古記録』。
- 10) 『増補史料大成』。
- 11) 八月十六日条には「参三条殿、江次第々一本返進之」と見える。
- 12) 同年八月十四日・八月二十九日条。「今日於殿下御所可有江次第御談義之由、兼日被仰之処、延引了」と記す九月六日条以降は見えない。
- 13) 国立歴史民俗博物館蔵、H-六三-八二九。
- 14) 国立歴史民俗博物館蔵、H-六三-五九三。
- 15) 『御湯殿上日記』『後法興院記』『親長卿記』『宣胤卿記』『長興宿禰記』『大乘院寺社雑事記』（『大日本史料』第八編之十二、六五〇―六五二頁）。
- 16) 『長興宿禰記』（『改訂史籍集覧』第二十四冊）文明十三年四月二日条。
- 17) 国立歴史民俗博物館蔵、H-六三-七四五。
- 18) 『兼顕卿曆記』文明十年七月二十八日条、『兼顕卿記』八月十七日条（注13、14）。
- 19) 『尊卑分脉』第二篇（『新訂増補国史大系』）二六二頁、『公卿補任』第三篇（注3）永正二年（一五〇五）年、三一三頁。
- 20) 『群書類従』第六輯、公事部、五七四頁。
- 21) 斎藤万古刀「公事根源の著者」（『國學院雑誌』第十五卷十一号、一九〇九年）、木藤才蔵「年中行事歌合と公事根源」（『二条良基の研究』、桜楓社、一九八七年）、八木意知男「年中行事五十番歌合の研究―『公事根源』との関わりの中で―」（『女子大國文』第百十四号、一九九三年）。
- 22) 八木意知男『年中行事五十番歌合』と『江次第鈔』（『儀礼文化』第二十一号、一九九四年）。
- 23) 水口幹記「『天地瑞祥志』の成立と伝来に関する一考察」（アジア地域文化エンハンシング研究センター、第五回定例研究会報告、二〇〇三年）。
- 24) 太田晶二郎『『天地瑞祥志』略説―附けたり、所引の唐令佚文―』（『太田晶二郎著作集』第一冊、一九九一年、初出一九七三年）、中村璋八「天地瑞祥志について（附引書索引）」（『日本陰陽道書の研究 増補版』、汲古書院、二〇〇〇年、初版一九八五年）。
- 25) 水口幹記「近世における『天地瑞祥志』の利用と衰退」（王勇・久保木秀夫編『奈良・平安期

の日中文化交流ブックロードの視点から一』、農村漁村文化協会、二〇〇一年)。

- 26) 国立歴史民俗博物館蔵、H-六三-七四二、七四六。
- 27) 注21、木藤才蔵「年中行事歌合と公事根源」。
- 28) 石川謙・石川松太郎編纂『日本教科書大系』第二巻、古往来(三)(講談社、一九六七年)、五〇三一-五〇四頁。『群書類従』第九輯、文筆部消息部、五一-三頁。
- 29) 石川謙『古往来についての研究 上世・中世における初等教科書の発達』(講談社、一九四九年)二二-一頁。前注『日本教科書大系』一五一-一五二頁。岡見正雄『室町文学の世界 面白の花の都や』(岩波書店、一九九六年)二八頁、三四七頁。
- 30) 注28『日本教科書大系』四七六頁。『統群書類従』第十三輯下、文筆部消息部、一一六-四頁。
- 31) 拙稿「『尺素往来』作者考」(季刊『ぐんしょ』第三四号、一九九六年)。
- 32) 『新訂増補故実叢書』一頁。『神道大系』朝議祭祀編四、一二頁。
- 33) 『十三経注疏 附校勘記』上冊(中華書局影印、一九七九年)一三五-五頁。
- 34) 鄭康成の『礼記注』には「陸曰、此是呂氏春秋十二紀之首。後人刪合為此記」(同前、一三四-四頁)と、『隋書』『音楽志』上には梁武帝への沈約の奏答として「与礼事相関者、即編次以爲礼、皆非聖人之言。月令取呂氏春秋」(中華書局、一九七三年、二八八頁)と記される。島邦男氏は漢朝の原『呂氏春秋』「十二紀」を想定したうえで、それが『礼記』「月令」、さらに現行の『呂氏春秋』「十二紀」の順で撰取されていったとする(『五行思想と礼記月令の研究』、汲古書院、一九七一年)。
- 35) 『四部叢刊』初編、子部二四、五頁。
- 36) 『統群書類従』第十輯上、公事部、三三-三頁。
- 37) 注20『群書類従』第六輯、四七九頁。『年中行事秘抄』は中原師遠の所進本を祖本として天元元年(一一一〇)から保安元年(一一二〇)の間に成立した。師遠が曾祖父にあたるうえ、加筆をした点からも、師光が『年中行事秘抄』をふまえてもおかしくはない(所功『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、一九八五年、六四九-六九二頁)。中原氏の儀式書については五味文彦氏も論じている(『書物の中世史』、みすず書房、二〇〇三年)。
- 38) 『説郛』巻五十九上(『四庫全書』八七九)。原文では「帝王世記」と書かれる。ほかに『帝王編年記』中の「帝王世紀曰、黄帝少典之子、母曰附宝、在位百年而崩、年百一十歳」(『新訂増補国史大系』一五頁)の引用がやはり合致しない。
- 39) 注36『統群書類従』二六七頁。
- 40) 玉上琢弥編『紫明抄・河海抄』(角川書店、一九六八年)三〇-四頁。
- 41) 『群書類従』第二十八輯、雑部、六六九頁。『世説問答』については武井和人「一条家学の薄暮—一条兼冬素描の試み—」(注7)を参照。
- 42) 注37『群書類従』五七八頁。
- 43) 『群書類従』補遺二、『図書寮叢刊』、複製版(宮内省図書寮、一九三一年)。
- 44) 橋口長一氏も同様の指摘をする(「白馬節会名称の異同を論ず」、『國學院雑誌』第二十三巻十一号、一九一七年)。
- 45) 注4、内閣文庫蔵、一四五-五三。松下見林『公事根源集釈』(国立国会図書館蔵、八四八-一九九)も同じ識語を載せる。
- 46) 注16『長興宿禰記』文明十三年四月二日条、すなわち兼良の死没記事では「御称号奉号後成恩寺殿云々」と記される。
- 47) 注21、斎藤万古刀「公事根源の著者」、木藤才蔵「年中行事歌合と公事根源」。

- 48) 稲賀敬二『源氏物語の研究—成立と伝流』(笠間書院、一九六七年、補訂版一九八三年)二九二頁、六二九頁、徳満澄雄「花鳥余情における「今案」説について—花鳥余情の成立事情—」(『北九州工業高等専門学校研究報告』第六号、一九七三年)、伊井春樹『源氏物語注釈史の研究』(桜楓社、一九八〇年)一九六—二〇五頁。
- 49) 『年山打聞』(『隨筆大観』)二六頁。
- 50) 注47、齋藤万古刀「公事根源の著者」、永島福太郎『一条兼良』(吉川弘文館、一九五九年)五四頁。
- 51) 注28『日本教科書大系』一五一—一五二頁。
- 52) 注48『源氏物語の研究—成立と伝流』三一—一頁。
- 53) 注48『源氏物語注釈史の研究』一九〇頁、二〇五頁。
- 54) 注48「花鳥余情における「今案」説について—花鳥余情の成立事情—」。
- 55) 住吉朋彦「『四書童子訓』翻印並に解題」(『日本漢学研究』第三号、二〇〇一年)、「清家の講説と『四書童子訓』」(『野鶴群芳 古代中世国文学論集』、笠間書院、二〇〇二年)。
- 56) 『源氏物語古註釈叢刊』第二卷(武蔵野書院、一九七八年)七五頁。
- 57) 熊倉功夫氏は寛永文化の啓蒙性としてこの問題に言及している(『寛永文化の研究』、吉川弘文館、一九八八年、二一六・二三五頁)。問題は十五世紀のみにとどまらないようである。
- 58) 『守光卿記』永正十一年(一五一四)七月二十七日条(国立歴史民俗博物館蔵、H-六三-七四三)。
- 59) 『続群書類従』第二十三輯下、武家部、一四六頁。
- 60) 二木謙一氏は伊勢流故実が広橋家をはじめ、公家の影響によって形成されたという(『中世武家儀礼の研究』、吉川弘文館、一九八五年)。

## 『公事根源』の一条兼良作について

田村 航

従来『公事根源』は奥書から一条兼良の著作とされてきた。しかし奥書をもたない伝本も多いため、後人の作為とも受けとれ、これのみを根拠とするのは危険である。そこで奥書以外にも裏づけをとり、はたして『公事根源』が兼良の著作として妥当なのかどうかを検討したい。方法としては『公事根源』と、確実な兼良の著作および兼良存命時の史料との比較をおこなう。内容面で『公事根源』との共通が確認できれば兼良の著作となり、そうでなければ兼良の著作とはならないはずである。具体的には『江次第鈔』と『看聞日記』を比較の材料としてとりあげる。

「四方拜」に関しては『年中行事歌合』の撮取と『天地瑞祥志』の参照という二点で、「白馬節会」に関しては『師光年中行事』からの誤った『礼記』の引用という点で『江次第鈔』との一致が確認でき、ほぼ『公事根源』は兼良の著作と見なすことができる。また『看聞日記』には有職故実をとおした將軍義持と兼良の交渉が確認でき、これまで疑問視されてきた「後成恩寺関白兼良公、于時生年十九歳」の識語を裏づけられる可能性も出てきた。

『公事根源』は『年中行事歌合』の増補・追加で構成され、兼良の他の著作『尺素往来』や『花鳥余情』もそれぞれ『新札往来』『源氏物語提要』を基にしており、ここに先行の他書を母体とする兼良の著述方法が認められる。この著述方法については自説・他説の別にとらわれぬ、現代の学問とは異なる価値基準を見いださうのかもしれない、あわせて問題提起しておきたい。

キーワード 【『江次第鈔』 『年中行事歌合』 『師光年中行事』 『尺素往来』 『花鳥余情』】

## A Review about Ichijo Kanera as the Author of “Kuji-Kongen”

Wataru TAMURA

“Kuji-Kongen” is usually ascribed to Ichijo Kanera from its colophon. But this colophon maybe artificial, because there are many manuscripts which do not include it, and it is unreliable to ascribe authorship to this. So we should find another basis for deciding whether “Kuji-Kongen” was written by Kanera. The methodology of this paper is to compare “Kuji-Kongen” with Kanera's undisputed books and certain historical material. If we can find something in common between “Kuji-Kongen” and the other texts “Kuji-Kongen” can be ascribed to Kanera. To put it

concretely, this paper considers “Go-Shidai-Sho” and “Kanmon-Nikki” in comparison with “Kuji-Kongen”.

By the comparison, concerning “Shiho-hai”, we can find some copies from “Nenchu-Gyoji-Utaawase” and making reference to “Tenchi-Zuishosi”, and concerning “Aouma-no-Sechie”, we can find a misquotation from “Raiki”, based on “Moromitsu-Nenchu-Gyoji”, both in “Kuji-Kongen” and “Go-Shidai-Sho”, which suggests that “Kuji-Kongen” is Kanera’s work. In addition, the memorandum of “Kuji-Kongen” notes “Go-Joonji-Kanpaku, Kanera-Ko, Written when he was nineteen years old” has been considered unreliable for a long time 16 maybe reliable, based on the dialogue between Ashikaga Yoshimochi –the fourth Shougun of Muromachi-Bakufu– and Kanera concerning Aouma-no-Sechie in “Kanmon-Nikki”.

“Kuji-Kongen” is essentially a supplement of “Nenchu-Gyoji-Utaawase”. Kanera’s other works, “Sekiso-Orai” and “Kacho-Yosei”, are similarly a supplement of “Genji-Monogatari-Teiyo” and “Shinsatsu-Orai”. We can find Kanera’s writing method, which was based on other books, and adding something from his works. There are some values of study different from today, such as making no distinction between one’s own view and another’s.

*Key words:* “Go-Shidai-Sho” “Nenchu-Gyoji-Utaawase” “Morimitsu-Nenchu-Gyoji” “Sekiso-Orai” “Kacho-Yosei”